

智頭線を使ってみませんか？

智頭線 回数券・通勤定期利用 モニター募集

智頭線は、上郡～智頭駅間を結ぶ重要な公共交通です。新たに通勤等での利用を通して、智頭線及び沿線の魅力を感じていただくとともに、利用上の課題等を把握することを目的としています。

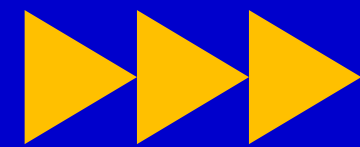


令和6年4月1日～令和7年2月末日まで
(募集は令和7年1月末日までとし、予算に達した時点で終了)

新たに智頭線を利用し、モニタリング調査にご協力いただける方を対象に、
**智頭急行通勤定期券購入額(1か月分)、
普通回数乗車券(1回購入分)を助成します！**



モニター申込みは
こちらから



対象者

新たに智頭線に乗車して通勤等を行い、かつモニタリング調査に協力いただける方

※大学・専門学校等へ通学利用する者も含む（高校生以下は除く）。

期間

令和6（2024）年4月1日～
令和7（2025）年2月末日

※募集は令和7（2025）年1月末まで
※予算に達した時点で終了

条件

鳥取県・岡山県・兵庫県民の方でかつ、智頭線利用促進協議会を構成する市町村(※)の住民又はその周辺市町村から通勤等で智頭線を利用する方

対象経費

・智頭線通勤定期券1か月分

- ・特急列車を利用する方は期間中の定期券用自由席回数特急券1か月分（上限2,000円）
 - ・最寄駅の駐車場借り上げ料または最寄駅までのバス定期代（上限3,000円）
- ※智頭線通勤定期券利用者に限る。

・普通回数乗車券（1回の購入額）

※智頭線利用促進協議会を構成する市町村

鳥取県（鳥取市、八頭町、智頭町）、岡山県（美作市、西粟倉村）
兵庫県（姫路市、相生市、たつの市、上郡町、佐用町、太子町）

申込方法

※下記、申込先に「郵送」「FAX」「メール」のいずれかの方法で申込書等の提出をお願いします。申請書様式等は鳥取県庁地域交通政策課ウェブサイトからダウンロードできます。

①事前申込書

②交付内示

③交付申請書兼実績報告書
※定期券の写し、アンケート等を添付すること

④助成金確定通知、支払い

【申込先】
智頭線利用促進協議会

【利用者】

定期券

智頭急行

定期券・回数券の購入

駐車場契約・
バス定期券の購入等

自動車駐車場貸主

バス会社

※智頭線通勤定期券
利用者が最寄り駅まで
利用する場合

申込先（実施主体・お問い合わせ先）

申込書等はこちらからダウンロード！

智頭線利用促進協議会

（事務局：鳥取県輝く鳥取創造本部 中山間・地域振興局 交通政策課）
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話：0857-26-7100／ファクシミリ：0857-26-8107

電子メール：koutsuuseisaku@pref.tottori.lg.jp

